

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 26 日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

「個人番号の利用に当たっての後期高齢者医療に関する事務における
Q & A の送付について」に係る内容の再周知について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集の中で、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）において個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続に関する提案があったところ、別添「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」の「4 義務付け・枠付けの見直し等」に記載のとおり、「個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続については、住民及び地方公共団体の負担を軽減するため、2 回目以降の申請等であって、当該申請者の個人番号を既に保有している場合等に、個人番号の記載を省略する弾力的運用が可能であることを明確化し、地方公共団体及び後期高齢者医療広域連合に令和 6 年度中に改めて通知する」こととしております。

これを踏まえ、下記内容を周知いたしますので、御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、下記内容の周知等につきまして、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

○「個人番号の利用に当たっての後期高齢者医療に関する事務における Q & A の送付について」（平成 28 年 5 月 23 日事務連絡） 【抜粋】

問 3 2 回目以降の各種申請の際に個人番号の記載を求めなかった際に、個人番号の記載がない申請書等が提出されることとなるが、必ず職員による個人番号の記載が必要か。

(答) 2 回目以降の申請等の際に、広域連合が個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととして差し支えないこととしているところ、受付以後、個人番号に係る空欄を埋めるかどうかは、各広域連合において個人番号以外の記載項目を空白で受け付けた場合の取扱いに準じて対応するものであると考えており、その対応は各広域連合において判断されたい。